



# 島根県報

平成27年3月6日（金）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	2
土地改良事業計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2

### 【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総 務 課）	3
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（ ” ” ）	6
労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	8

**告 示****島根県告示第157号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 3 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 清流の里ながたに	雲南市大東町上久野333-5	雲南市大東町上久野337-2外8筆
農事組合法人 ミライエ	雲南市大東町大東下分1088	雲南市大東町大東下分1024外35筆
有限会社 サジキアグリサービス	鹿足郡吉賀町真田1500	鹿足郡吉賀町抜月600外12筆
有限会社 山葵農産	鹿足郡吉賀町真田1718	鹿足郡吉賀町真田235外18筆
吉村 恵二	鹿足郡吉賀町七日市270	鹿足郡吉賀町下高尻208-1外1筆
潮 竜太郎	鹿足郡吉賀町注連川819	鹿足郡吉賀町注連川1015-1外1筆
本廣 順保	鹿足郡吉賀町上高尻414	鹿足郡吉賀町上高尻421-2外1筆
中村 徳市	鹿足郡吉賀町真田268	鹿足郡吉賀町真田128外1筆
河岡 聡	鹿足郡吉賀町柿木村柿木294-3	鹿足郡吉賀町柿木村福川449外3筆
上山 登三	鹿足郡吉賀町幸地149	鹿足郡吉賀町幸地784外4筆
郡山 義文	鹿足郡吉賀町抜月447-2	鹿足郡吉賀町抜月1452外2筆
農事組合法人 アグリ種	益田市下種町1251	益田市下種町1416-1外43筆
中村 太三郎	益田市遠田町1051-1	益田市遠田町1565-1外4筆
株式会社 みずほ	邑智郡邑南町鱒淵236-1	邑智郡邑南町鱒淵408-1外7筆
清水 省二	邑智郡邑南町阿須那290-3	邑智郡邑南町雪田73-3外4筆
清水 章	邑智郡邑南町上田所531	邑智郡邑南町上田所1041-1外3筆
亀山 和巳	邑智郡邑南町市木46	邑智郡邑南町市木2111-2外1筆
農事組合法人 いいとも	邑智郡邑南町戸河内884-1	邑智郡邑南町戸河内706外7筆
農事組合法人 琴麓	飯石郡飯南町野萱429	飯石郡飯南町野萱324外225筆
農事組合法人 のがや営農組合	飯石郡飯南町野萱173-1	飯石郡飯南町野萱165-5外60筆
農事組合法人 かわしり	飯石郡飯南町下来島1470-1	飯石郡飯南町下来島1216-1外142筆
農事組合法人 眞栄グループ	飯石郡飯南町真木227-5	飯石郡飯南町上赤名221-1外2筆

## 2 認可年月日

平成27年 3 月 6 日

**島根県告示第158号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により、同法第3条に規定する資格を有する次の者から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同法第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請

を適当と決定したので、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 3 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田市波田町イ486 波田上地区区画整理 事業 久保田健一外4名共 同施行	波田上地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	告示の日から21日間	益田市役所

## 公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年 3 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 公文書公開の状況

#### (1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	1,277	4,694
松江地区県政情報コーナー	10	15
雲南地区県政情報コーナー	7	8
出雲地区県政情報コーナー	7	59
県央地区県政情報コーナー	3	20
浜田地区県政情報コーナー	121	173
益田地区県政情報コーナー	13	52
隠岐地区県政情報コーナー	3	6
単独地方機関等	9	13
小 計	1,450	5,040
警察情報公開センター	12	45
各警察署情報公開窓口	2	4
小 計	14	49
合 計	1,464	5,089

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

#### (2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
4,411	390	32	192	3		61		5,089

- 注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。  
 2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。  
 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

## (3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計		
		本庁	地方機関
知事	4,941	1,203	3,738
政策企画局	1	1	
総務部	392	127	265
防災部	36	36	
地域振興部			
環境生活部	42	42	
健康福祉部	970	435	535
農林水産部	190	124	66
商工労働部	50	50	
土木部	3,225	383	2,842
出納局			
企業局	35	5	30
病院事業管理者	5		5
議会	2	2	
教育委員会	65	65	
選挙管理委員会	25	25	
人事委員会			
監査委員			
公安委員会	4	4	
警察本部長	45	42	3
労働委員会	1	1	
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	1		1
合 計	5,089	1,342	3,747

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

## 2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
8 (繰越 7)	2	2				4	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該

年度当初において審議中であったものの数をいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

### 3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	182	426	181	485	73	156
松江地区県政情報コーナー		18	22	59		
雲南地区県政情報コーナー	1	15	17	38		
出雲地区県政情報コーナー	2	101	76	226	2	2
県央地区県政情報コーナー	7	36	20	57	1	1
浜田地区県政情報コーナー	17	46	52	138		
益田地区県政情報コーナー		1	37	74		
隠岐地区県政情報コーナー		6				
小 計	209	649	405	1,077	76	159
警察情報公開センター	9	13				
各警察署情報公開窓口	5	6				
小 計	14	19				
合 計	223	668	405	1,077	76	159

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

### 4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	150	75	29	46	39
附属機関に類するもの	183	66	67	50	67
合 計	333	141	96	96	106

### 5 出資法人の情報公開状況

#### (1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
18	1	1						1

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数を用いる。

2 「回答の内訳」は、通知書の数を用いる。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数を用いる。

#### (2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年 3 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	6	7					6	7
松江地区県政情報コーナー	1	1					1	1
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	1	1					1	1
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー								
益田地区県政情報コーナー								
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	5	5					5	5
小 計	13	14					13	14
警察情報公開センター	8	59					8	59
各警察署情報公開窓口	9	17					9	17
小 計	17	76					17	76
合 計	30	90					30	90

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	9			9
政策企画局				
総務部	2			2
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	5			5
農林水産部				
商工労働部	1			1
土木部	1			1
出納局				
企業局				

病院事業管理者				
議会				
教育委員会	4			4
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	76			76
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	90			90

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 82件

イ 口頭による開示請求の実施 1,042件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
16	58	2	12	1		1		90

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

21団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決定の内訳					その他
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
1	6	6					

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

- 2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。
  - 3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。
  - 4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。
  - 5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。
- (3) 口頭による開示申出の状況  
該当なし
- (4) 訂正等申出及び処理状況  
該当なし
- (5) 利用停止申出及び処理状況  
該当なし
- (6) 異議申出の状況  
該当なし

---

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成27年 3 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成27年 3 月12日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。